

水際対策強化に係る新たな措置

令和 2 年 3 月 26 日

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州 21 か国（注）及びイランの全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化（厚生労働省）

東南アジア 7 か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 27 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

（3）上記 2 の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 3 月 5 日開催）において、3 月末日までの間実施することとした検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、査証の制限等の措置の実施期間を更新し、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 1. の措置は、3 月 27 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 28 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 28 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上